情報セキュリティ基本方針

公益財団法人クロノス保全財団（以下「当財団」という。）は、文化遺産のデジタルアーカイブをはじめとする情報資産を、寄付者・関係者及び社会からの信頼のもとに取り扱っている。当財団は、これらの情報資産を漏えい、改竄、滅失その他の脅威から保護し、安全かつ適切に管理することが公益法人としての社会的責務であると認識し、ここに情報セキュリティ基本方針を定める。

（目的）

第１条　本方針は、当財団が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、情報セキュリティに関する基本的な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　本方針において「情報資産」とは、当財団の事業活動において取り扱う一切の情報（個人情報、寄付者情報、文化遺産のデジタルアーカイブデータ及び書作品等のデジタル証明書に係る記録を含む。）並びに情報システム、機器及び記録媒体をいう。

（適用範囲）

第３条　本方針は、当財団の役員、評議員、職員並びに当財団の業務に従事するすべての者に適用する。

（情報セキュリティ体制）

第４条　当財団は、情報セキュリティ管理責任者を置き、情報セキュリティ対策の推進及び管理の体制を整備する。

（情報資産の管理）

第５条　当財団は、情報資産を適切に分類し、その重要度に応じて次の措置を講じる。

(1) 情報資産へのアクセス権限の適切な設定及び管理

(2) 不正アクセス、コンピュータウイルス等に対する技術的対策

(3) ブロックチェーン技術の活用等による文化記録の改竄防止措置

(4) 情報資産の持ち出し及び外部送信に関する管理

（法令等の遵守）

第６条　当財団は、情報セキュリティに関する法令、国が定める指針その他の規範を遵守する。

（教育及び啓発）

第７条　当財団は、役職員に対し、情報セキュリティに関する教育及び啓発を継続的に実施し、情報セキュリティ意識の向上を図る。

（事故への対応）

第８条　当財団は、情報セキュリティに関する事故が発生した場合に備え、必要な体制を整備するとともに、事故が発生したときは、速やかに原因を究明し、被害の拡大防止及び再発防止に努める。

（点検及び継続的改善）

第９条　当財団は、情報セキュリティ対策の実施状況を定期的に点検及び評価し、その結果に基づき継続的な改善を行う。

（改廃）

第１０条　本方針の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附　則

この方針は、2026年4月1日から施行する。

制定日：2026年4月1日

公益財団法人クロノス保全財団

代表理事　後藤　可奈